かまくら 勤労市民ニュース

令 和 3 年(2021年) 2 月 28 日 No.114 編集発行 鎌倉市商工課勤労者福祉担当

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電 話 0467-23-3000 内線 2402 eメール <u>rousei@city.kamakura.kanagawa.jp</u> URL<u>http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/</u>



鎌倉市企業・求人情報発信サイト 「鎌倉 worker's station」リニューアル!

鎌倉市商工課では「鎌倉市企業情報発信・交流サイト」を運営してきましたが、2021年1月に「鎌倉 worker's station」としてリニューアルしました。

企業PRの場の提供や企業間のビジネスマッチング、求職者の鎌倉市内への就労を支援するための、鎌倉市公式の企業情報・求人情報発信サイトです。企業向け情報や、セミナー、説明会、面接会などに関する市からのお知らせも随時発信していきます。

★事業者の方

求人・PR 広告掲載、ビジネスパートナー募集などにご利用ください。事業者登録が必要です。

★求職者の方

自身のスキル・希望に合った会社、仕事を見つけてください。 ハローワークからの市内求人も月2回更新します。

►https://kamakura-kigyou.com/homes





縁むすびカードのご利用はお済ですか?

使用期限は3月15日までです!

1人5,000円の電子商品券「縁むすびカード」を鎌倉市民に配布しました。

★「取扱店舗」第二版 配布中! 縁むすびカードが使えるお店等(約 1500 店)を掲載した取扱店舗一覧(第二版)を商工課(本庁舎1階)・支所・市民サービスコーナーで配布しています。 最新情報は縁むすびカード公式 Web サイトをご覧ください。

★団体支援にも使えます 縁むすびカードの残額は、非営利活動団体3団体への支援にも使えます。商工課・支所に寄付箱を設置しています。詳細は鎌倉市ホームページをご覧ください。

利用者用コールセンター 0120-66-0599/9:00~17:00(平日のみ)



市ホームページ



技能者表彰

11/23 に市民生活の向上に貢献してきた技能者の功労をたたえて、表彰式を行いました。今年度の受賞者は次のとおりです。(敬称略)

【技能功労者】

鎌倉彫塗師 松永 明 建設関係技能士 飯田 雅之 造園工 大橋 伸行 大工 吉原 弘晃 表具師 松岡 久満

【優秀技能者】

 造園工
 櫻井
 一喜

 大工
 清田
 健司

 豆腐製造職
 髙橋
 剛

 表具師
 田子
 啓祐

 鎌倉彫師
 松永
 龍一

【青年優秀技能者】

製菓技術師中口貴允造園工菊地優太大工川津弘樹

新型コロナウイルス関連 [生活を支えるための支援のご案内]

※記事は 2/5 時点の内容で変更になる場合があります

休業期 間中の 賃金の 未払い	新型コロナウイル ス感染症対応休業 支援金・給付金	休業した中小業者の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し休業支援金を支給(大企業の非正規雇用労働者も対象になる予定) 休業前賃金の80% 1日当たり支給額上限11,000円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ©0120-221-276
家賃が 払えな い	住宅確保給付金 の支給	収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額(上限あり)を支給 対象:離職・廃業後2年以内	インクル相談室鎌倉 ②0467-46-2119
生活 資金に 不安	緊急小口資金 (主に休業された 方等向け) 総合支援資金 (主に失業された 方等向け)	無利子貸付最大 20 万円 据置期間:貸付日から 1 年以内 返済期間:2 年以内 無利子貸付単身世帯月 15 万円以内、複数世帯月 20 万円以内 据置期間:貸付日から 1 年以内、返済期間:10 年以内	鎌倉市社会福祉協議会 ©0467-23-1075
賃金が 払えな い	雇用調整助成金 (事業者向け)	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部を助成 最大 10/10、1 人 1 日当たり上限 15,000円 ※緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで現行措置が延長される予定です	雇用調整助成金コールックー で 0120-60-3999 神奈川助成金センター で 045-277-8815
子の 世話で 休業	小学校休業等 対応助成金 (事業者向け)	臨時休業などで小学校等に通う子どもの世話が必要となった従業員に特別休暇を取得させた事業主に対して助成金を支給1日当たり上限15,000円	学校等休業助成金・支援 金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
	小学校休業等 対応支援金	臨時休業などで小学校等に通う子どもの世話が必要となり休業した個人事業主又はフリーランスに対し支給1日当たり7,500円(定額)	

新型コロナウイルス感染症に関連するハラスメント防止!



新型コロナウイルスに関連したいじめ・嫌がらせ等は、あってはならないものです。

例えば、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を 行うこと、一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし職場で孤立させること等は、<u>職場における</u> パワーハラスメントに該当する場合があります。

コロナの影響による労働トラブルの相談↓

コロナ労働相談 110番: ②045-662-8110(直通)

事業主の皆様

労働保険への加入を確認しましょう!

労働者の皆様

「労働保険」とは労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称したものです。

[労災保険]

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した 場合、また、病気になった場合や不幸にもお 亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺 族を保護するための給付等を行っています。 ※短時間労働者を含むすべての労働者が対 象となります。

[雇用保険]

労働者が失業した場合や働き続けることが 困難になった場合、また、自ら教育訓練を受 けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進 を図るための給付等を行っています。

※一定の条件を満たさない短時間労働者は 対象とならないことがあります。

- 〈加入義務のある事業場〉正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態に関わらず、労働者を 1 人でも雇っている事業場は加入義務があります。
- **〈労働者とは?〉**労働者とは、職業の種類に関わらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

令和3年3月から障害者法定雇用率が引き上げられます

令和3年3月1日から民間企業の障がい者の法定雇用率が(現行の2.2%から) **2.3%**に引き上げられます。また、<u>制度の対象となる事業主の範囲が従業員(45.5</u>人以上から) **43.5人以上**に拡大されますので、ご留意ください。

育児・介護休業法改正のお知らせ

令和3年1月1日から育児や介護を行う全ての労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できるようになりました。

副業・兼業の促進に関するガイドラインが改定されました

副業・兼業の場合における労働時間管理と健康管理のルールが明確化されており、そのポイントは以下のとおりです。

- ・労働者からの申告などによる副業先での労働時間の把握
- ・ 労働時間の通算方法
- 簡便な労働時間管理の方法
- ・健康確保の上で留意すべきこと など



Ochibi@Moyoco Anno/Cork

●新型コロナウイルス感染症の対応により、日々ストレス状態に置かれている医療機関・福祉施設 従事者のこころの悩みについて、専門の相談員が電話でお応えします。

医療機関等従事者こころの相談電話: ②045-821-7700(直通)

●コロナ禍における、妊産婦の方が抱える胎児への影響や出産・育児等の不安について、助産師が電話でお応えします。

新型コロナ妊産婦電話相談: ②0570-058222(直通)

〈事業主の皆様へ 従業員の福利厚生の充実にご利用ください!〉

(湘南勤労者福祉サービスセンター)

みなさん ご存じですか?



しおかぜ湘南は、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市内の中小企業・個人事務所に福利厚生制度の導入を促進 し、勤労者等の福祉向上とともに地域産業を活性化することを目的としています。

少ない負担で、レジャーなどが割引利用でき、慶弔給付金や宿泊 補助金、人間ドック補助金などが受けられます。福利厚生の充実は 従業員の満足度向上につながり、労働生産性の向上・離職率の低下 ・採用力の強化など、事業主・従業員双方にメリットがあります。 問合せ先

湘南勤労者福祉サービスセンター 事務局 TEL 0466-50-3900 月~金(祝日除く) 8:30~17:15

各種相談

相談無料·秘密厳守!

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、 広報かまくらの毎月1日号に掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

※対面での相談をご希望の場合は、必ずマスク着用をお願いします。また、体調不良の際は相談をご遠慮ください。

予約・申込:鎌倉市 商工課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853(直通) (予約受付は原則前月 20 日から)

メールによる労働相談

鎌倉市のホームページ↓から相談を。

http://www.city.kamakura.kakanagawa.jp/kinrou/msodan.html

回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の 往復に限ります。労働問題全般にわたり相談に応じます。(社会保険労務士)

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等について相談に応じます。勤労者、雇用者どちらでも相談可能です。(社会保険労務士)

メンタルヘルス相談

職場や労働環境のストレスで悩んでいるご本人や家族、その同僚や雇用者の 相談に応じます。(シニア産業カウンセラー・精神保健福祉士)

就職支援相談

就職活動の進め方、履歴書・職務経歴書の書き方、面接対策等就職活動に関する事なら何でも相談に応じます。(キャリアコンサルント)

高齢者就労相談

概ね55~74歳の鎌倉市民または鎌倉市内の企業に就業希望の方のお仕事探しをお手伝いします。予約はセカンドライフかまくらTeO467-55-5520